

中小企業政策審議会経営安定部会 第 17 回議事録

中小企業庁経営安定対策室

中小企業政策審議会第17回経営安定部会 議事次第

日 時：平成20年6月23日（月）9:57～12:02

場 所：経済産業省別館第4特別会議室

1．開 会

2．議 題

（1）中小企業倒産防止共済制度研究会について

（2）完済手当金の余裕財源の推計に係る共済事由発生率の考え方について

（3）その他

3．閉 会

足立部会長

おはようございます。少し早いようですが、そろっておりますので、始めさせていただきます。ただいまから「中小企業政策審議会第17回経営安定部会」を開催いたします。本日は御多忙中のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

まず、当部会の委員に変更がありますので、御紹介させていただきます。

お茶の水女子大学大学院国際社会科学研究科教授でありました篠塚英子委員が退任され、新たに公認会計士の荒牧知子様が委員に就任されました。

荒牧委員

荒牧でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

足立部会長

また、新しい臨時委員に、一橋大学大学院法学研究科教授の山本和彦様が就任されました。

山本臨時委員

一橋大学の山本でございます。専門は倒産法をやっております。よろしくお願ひします。

足立部会長

よろしくお願ひいたします。

本部会の委員及び臨時委員は14名で、本日、10名の委員及び臨時委員の方々に御出席いただいておりますので、中小企業政策審議会令第8条第1項に基づき、定足数を満たしている旨、報告いたします。

なお、前回同様、本審議会の議事録は資料とともに公開となりますので、御了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題に入ります。議題1及び2を併せて事務局から説明をお願いします。

飛田経営安定対策室長

それでは、議題1「中小企業倒産防止共済制度研究会について」と、議題2「完済手当金の余裕財源の推計に係る共済事由発生率の考え方について」、この2つにつきまして、併せて御説明を申し上げます。資料は、右上に資料1、資料2と書いてございます。それと併せて、資料編1と資料編2がございまして、資料1と資料2を中心に御説明をさせていただきます。

まず、資料1「中小企業倒産防止共済制度の検討について」の1ページでございます。中小企業倒産防止共済制度は、経営セーフティ共済という通称で呼んでございます。この経営セーフティ共済制度の概要につきまして御説明申し上げます。

制度の趣旨でございますけれども、中小企業倒産防止共済法に基づきまして、取引先企業の倒産による連鎖倒産等の事態を防止する、そのための貸付制度でございます。

加入資格は中小企業者、これは個人事業主、または会社となっております。

契約者数、現在、約29万件でございます。これにつきましては、資料編1の4ページをらんいただければと思います。棒グラフと折れ線グラフで記載してございますけれども、

ピーク時は 47 万件程度でございました。現在が 29 万 3,000 件でございます。この件と申しますのは、本件の場合には、会社の社と置き換えていただければ結構かと思えます。

最近の状況でございますけれども、先ほどの資料 1 のボンチ絵の方に戻っていただければと思えますけれども、1 ページの右上の方で示してございますように、新規加入者につきましては、16 年の独法化以降、徐々にではございますけれども、加入者は増えてきております。脱退も減っておりますが、まだ新規加入者と脱退の乖離がございますものですから、在籍者数という意味では、減ってきているというような状況でございます。

この制度自体の概略図が真ん中辺りに書いてございます。中小企業等、これは共済加入者でございますけれども、共済加入者の取引先が倒産ということになった場合に、そこで取引をしていた共済契約者が掛金債権が回収困難になって連鎖倒産の危機に瀕したというようなときに、中小企業基盤整備機構から共済契約者の掛金の額に応じて共済金の貸付けをするという制度です。

倒産防止共済の条件ですが、掛金限度額は 320 万円を限度としております。

貸付限度額はその 10 倍でございまして、3,200 万円が上限になってございます。回収困難となった売掛金債権の額と掛金総額の 10 倍相当額のいずれか少ない金額を貸付金額としております。

貸付条件は、無担保、無保証人、無利子という条件です。金融審査もしないということで、法的倒産の申し立てがされたか、あるいは手形取引の停止というような処分がされたかどうか、これが証明できればいいということです。

貸付期間は 5 年。

対象となる倒産は、先ほど申し上げましたように、破産再生手続開始、更正手続開始、特別精算開始の申し立てがあれば良い。それと、手形交換所において手形取引の停止処分があるという 2 つです。

それでは、この経営セーフティ共済制度の収支構造がどういうふうになっているかというところでございます。(1)の基金経理と(2)の業務等経理で構成されております。

基金経理は、加入者からお預かりしました掛金及び貸付額の回収金、それと、後ほど御説明申し上げますけれども、10 分の 1 相当額というものでございます。これによりまして、約 6,000 億円の資産総額になってございます。

もう一つ、完済手当金準備基金というものがございます。これが 405 億円となっております。10 分の 1 相当額と、この完済手当金というのはパラレルなものでございまして、この制度で貸付金を借りるというような場合には、借りるお金の 10 分の 1 相当額を控除される、要は自分の権利が消滅するという制度です。

先ほどの 1 ページに戻っていただきまして、緑の四角の中の貸付条件のところをごらんいただければと思えますけれども、無担保、無保証人、無利子で、しかも金融審査なしでお貸しするというものでございます。お貸しする条件と申しますが、事態と申しますのが、取引先企業の倒産による連鎖倒産の防止ということで、連鎖倒産の危機が迫っているよう

な状況のときに、この無担保、無保証人、無利子ということで、また金融審査なしでお貸しするという制度なものですから、貸倒れというものが必然的に出てまいります。

その貸倒れの部分を共済制度で補てんする必要が出てくるものですから、この10分の1相当額によりまして、その貸倒れ相当額の部分を補てんしていくということになります。完済手当金というのは、その10分の1相当額につきまして、将来の余裕財源を推計しまして、余裕財源が出たという場合に、お金を借りた者が約定どおりに完済したという方々に対しまして、完済手当金ということで余裕財源を還元することで、この10分の1相当額の権利消滅を緩和するという制度になってございます。基金経理は、この2つの額で成り立っているものでございます。

(2)の業務等経理は、先ほどの中小企業基盤整備機構の運営費、事業費でございます。これは運営費交付金で17億円が毎年、国から交付されております。

出資金でございますけれども、この運営費交付金とは別に、制度当初、470億円の出資金が出資されておりました。この運用益によりまして、異常危険準備基金というものを積み立ててございます。これが現在、241億円ございます。したがって、加入者から受け取った掛金及びその運用益等につきましては、一切、事業の運営面には使っていない。運営は国の方から全額出しているということございまして、掛金月額等につきましては、すべて加入者のために使っているという制度でございます。

次の3ページは中小企業倒産防止共済法第22条でございまして、「基本的事項は少なくとも5年ごとに、中小企業倒産防止事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする」と規定されておりました。この5年ごとという年度に当たるのが今年度でございます。

過去、どのような制度の検討がされてきたかというのが、次の経営セーフティ共済制度改正の経緯でございます。昭和55年に、掛金月額とか、あるいは貸付限度額の引上げとともに、でございますけれども、完済手当金制度の創設というのがありました。先ほど御説明した完済手当金制度でございます。

次に、昭和60年、同じように掛金月額の最高限度額の引上げ、貸付限度額の引上げとともに、④掛金の掛止めまでの積立期間の短縮と、一時貸付金制度の創設という2つの制度の創設があったわけでございます。

それ以降、他の法律が見直されたことに伴う見直しがございましたけれども、中小企業倒産防止共済法そのものの改正で大きな改正はございませんでした。

次の4ページでございますけれども、現在、中小企業庁の事業環境部長の私的研究会を開催しておりますけれども、この研究会で検討しているものは大きくこの3つがございます。

1つは、基本的事項としまして、掛金の額に関する検討、共済金の貸付額に関する検討。

2番目として、制度に関する事項ということで、共済貸付金の10分の1の権利消滅と完済手当金に関する検討。共済事由の拡大に関する検討。償還期間に関する検討でございます。

す。

3つ目としまして、運用上の問題を検討しようということです。

次の5ページでございますけれども、経営セーフティ共済をめぐる倒産の状況等につきまして、中小企業白書、アンケート調査、あるいは関係団体からの御要望というものをまとめてございます。

まず、5ページの中小企業白書でございますけれども、2003年の中小企業白書からの抜粋でございます。

取引先が廃業・倒産したことにより回収不能債権が発生した先があると回答した企業が42%あった。そのうち、複数先に回収不能が発生した企業が26%でした。

裁判所への債権届出額について見ますと、従業員20人以下、いわゆる小規模企業といわれるものでございますけれども、この小規模企業では年平均5,600万円、21人以上100人以下の企業では5,500万円が焦げついていると回答しております。

次に、6ページ、これは昨年度のアンケート調査の結果でございます。経営セーフティ共済の貸付けを受けて「役立った」という回答をしている企業が82%いた。「役立たなかった」というのは3%であったということであり、「貸付けを受けたことがない」というのは、経営セーフティ共済に入っているけれども、貸付けを受けたことがないという答えでございますけれども、これが12%であったということです。「役立たなかった」という3%でございますけれども、貸付けに時間がかかったということを経験している者が52%。掛金が少額であって希望額に達しなかったというのが19%です。

掛金月額と貸付限度額についてのアンケート結果ですけれども、アンケート調査の対象は現在の加入者でございます。掛金月額、現在は5,000円以上8万円以下ですが、これにつきましては、「現状のままでよい」という加入者が83%であった。引上げを希望するという加入者は14%でした。14%のうちの最も多かったのは10万円程度にするという者が34%、次に、15万円程度にするというのが32%というようなことでありました。

貸付限度額、これは売掛債権相当額、または3,200万円、これは最大限10倍の貸付けでございますけれども、これにつきましては、「現状のままでよい」としているのが74%、引上げを希望するのが23%、この23%のうちで、希望貸付額で最も多いのは5,000万円程度とする者が63%、5,000万円を超えて希望しているのが23%でございます。

これを売上高別に見ますと、ともに売上高が高いほど引上げを希望していることになっております。売上高が10億円を超える企業では、掛金月額では31%、貸付限度額では47%が引上げを希望しております。

これは、先ほども申し上げましたように、現在、経営セーフティ共済に加入している方々に対するアンケートの結果でございます。

次に、7ページでございます。共済事由について聞いております。これは、未加入者と既加入者両方に聞いております。取引先の私的整理等で売掛債権等が回収困難になった経験については、加入者では70%、未加入者では30%が経験ありと答えております。

未加入者への調査の結果でございますけれども、共済事由が追加されたら加入したいとする事由ということで、自社が自然災害で被災した場合が31%、取引先の私的整理で売掛債権等が回収困難になった場合が29%、取引先が自然災害で売掛債権等の回収が困難になった場合が23%ということであります。

また、未加入者のうちの加入を検討したいと回答した方が12%いたわけですが、この12%の追加要望事由ということでは、取引先の私的整理が81%、自社の自然災害が78%、取引先の自然災害が73%というものであります。

同じ共済事由につきまして、加入者への調査につきましては、追加を希望する事由につきましては、取引先の私的整理が66%、自社の自然災害が59%、取引先の自然災害が58%であります。

括弧の中ですが、これは自然災害の復旧費用も共済事由に加えるかどうかの希望でございます。加入者の63%が賛成、未加入者では24%がそういう場合には加入したいというふうに答えたものでございます。

それ以外ですが、償還期間は先ほど御説明申し上げましたように5年です。この5年というのは、借入金の多寡にかかわらず一律5年でございますので、この5年を選択制にしてほしいとする希望が、加入者では57%、未加入者では19%であります。

次に、8ページでございます。中小企業支援機関等の御要望ということで整理してございます。日本商工会議所の方からは、ここに掲げております5つの項目、10%控除（10分の1権利消滅の見直し）、償還期間の延長、掛金月額、掛金総額、貸付金上限の引上げ、夜逃げ等実質的不良債権への適用、提出書類、手続簡素化というようなものでございます。

同じように、全国商工会連合会の方から出てきておりますのは、貸付限度額の引上げ、これは掛金の20倍貸しとか、掛金限度を5,000万円に引き上げるとか、掛金取崩率の引下げ、これは先ほどの10分の1の控除を20分の1にするとか、あるいは完済手当金の支給といったことでございます。

T K C全国会からは、掛金の年払いとか半年払い制度の創設、あるいは掛金前納契約者に前納掛金終了及び今後の納付方法の案内書を送付してほしいとか、そういった運営面での御要望でございます。

先ほどの4ページの検討すべき事項につきまして、議論をする上での参考ということで、9ページから13ページまで掲げております。

掛金月額・貸付限度額につきましては、掛金月額5,000円以上8万円以下、掛金総額320万円、貸付限度額3,200万円ということで、中小企業の中堅層への連鎖倒産防止の効果があるのかどうか。この制度に加入している加入者は、中小企業、あるいは個人事業主が加入の対象になるわけですが、約8割が小規模企業の在籍者となっております。この8割超につきまして、中小企業の中堅層の連鎖倒産の防止の効果について、研究会で御検討いただくということにしております。

次の一覧表でございますけれども、これは類似の制度との比較をしております。経営セ

ーフティ共済は昭和 60 年から 3,200 万にしております。国民生活金融公庫、あるいは中小企業金融公庫等でセーフティネット貸付といった制度がございます、その貸付限度というものを提示しております。一番下にマル経資金とございますけれども、これは小規模事業者経営改善資金融資制度というものでございまして、小規模事業者に対する小規模の貸付制度になっております。

次に、10 ページでございますが、この経営セーフティ共済の被害額に対するカバー率ほどの程度かというものでございます。四角の表の中でございますけれども、左から 3 列目の被害額と、その 2 つ先の貸付額の比較が一番右側のカバー率でございます。全被害額に対してのカバー率が 65% 弱という現状でございます。そのうち 3,200 万円を超える部分につきましては、35% 程度というふうなカバー率になってございます。

次に、11 ページでございますけれども、これは先ほどの 10 分の 1 の権利消滅と完済手当金についてでございます。次の議題にかかわってきますので、もう一度御説明させていただきますけれども、連鎖倒産の危機に陥っているような制度加入者に対しまして、無担保、無保証人、無利子で貸し付ける制度でございます。いわゆる金融審査、与信審査というものはしておりません。裁判所に倒産の申立てがされたかどうか、あるいは手形交換所で取引停止処分がされたのかどうか、これが証明されればよいということです。

取引先がそういうような状況になっているときに、そういうような取引先と取引がある加入者が連鎖倒産してしまうことを防止するために貸し付ける制度ですので、一定の貸倒れというものは不可避な制度でございます。この貸倒れをどうするかというのが 10 分の 1 の権利消滅でございまして、10 分の 1 の権利消滅をすることによりまして貸倒れ部分を補てんすることで、この経営セーフティ共済を維持しているということです。この 10 分の 1 につきまして、どういうふうにしていくのがいいのかというのが研究会の方で検討事項として挙げさせていただいているものでございます。

次に、12 ページでございますけれども、共済事由の拡大でございます。先ほど申し上げましたように、大きく 3 つの共済事由につきまして検討をいただいているところでございます。四角の表の中でございますけれども、一番上の取引先の私的整理、真ん中の取引先が自然災害に遭った場合、一番下の自社が自然災害で債務の支払い等ができなくなった場合という 3 つの場合につきまして、検討をしてございます。

13 ページ、運用上の問題でございます。共済制度未加入の原因ということで、先ほどの 19 年度のアンケートの結果でございますけれども、未加入者に対するアンケートでは、未加入の理由として「制度を知らなかったから」としている者が約半数近くいたという現状をどうしていったらいいか。こういうものにつきまして、研究会で検討をお願いしているところでございます。

次に、縦長の「完済手当金の余裕財源の推計に係る条件について」でございます。

この完済手当金の余裕財源の推計でございますけれども、1 ページの制度の趣旨でございますが、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の 10

分の1相当額を納付した掛金の合計額から控除されます。

これは、この制度が取引先の倒産によって売掛金債権を回収できない、連鎖倒産をする可能性のあるような状況の中で、与信審査をせずに、無担保、無保証人、無利子で売掛金債権等回収不能額ないしは掛金の10倍、いずれか少ない額を貸し付ける制度であるために、共済金貸付けについては一定の貸倒れが不可避であるという状況になります。この貸倒れを補てんする必要があるために、この10分の1の控除があるということです。

その10分の1の控除をされた場合でございますけれども、この負担を緩和するために完済手当金制度というものがございます。契約どおりに貸付額を完済した者に対しては、この制度の余裕財源を推計しまして、余裕財源が発生したという場合に、完済手当金として、完済者に対して還元するという制度でございます。

この推計の方法はという推計の方法を取っているかというのが2でございます。まず、当初5年間は、新規加入者を募集しつつ、通常の営業を行う。加入者は入っていただき、共済事由が発生した場合にはお貸しするし、お貸ししたお金は回収するという通常の業務を行うのが最初の5年間であります。

次の5年間は、新規加入者は募集せず、共済金の貸付けと回収のみを行うということで、最初の5年と合わせて10年目に制度を廃止するという過程を置きます。10年目に制度を廃止したと仮定し、最後の5年間で共済金貸付額の回収のみを行うということをした場合に、余裕財源が生じているかどうかということ推計するという方法でございます。

この推計につきましては、従来は過去5年間の平均値を使って毎年推計してまいりました。2つ目の でございますけれども、共済事由発生率、貸付金回収率、運用利率、解約率、加入件数、掛金収納額、借入利率というような関数をそれぞれ毎年5年間、平均で出しまして、それを使って推計してきたわけでございます。

2ページでございますけれども、この5年間の平均につきまして、損害保険会社の専門家の御意見を求めたわけでございます。日本を代表する損害保険会社2社の専門家の意見を求めましたところ、総じて5年平均という考え方は問題はないとは思いますが、共済事由発生率につきましては、過去5年平均という考え方につきましては、サンプル数が少な過ぎて、極めて危険ではないかというような御意見でありました。

共済事由発生率以外は、過去5年平均の考え方で問題はないけれども、共済事由発生率につきましては、実績値のばらつきが激しく、近年のように経済環境が長期にわたって上向きのような状況の場合には、いいときだけの数字しか出てこないということで、5年平均を計算の条件とするのは傾向値が上向きのサンプルとなってしまう、倒産防止共済制度のような制度の場合には極めて危険という御意見でありました。

そういう御意見を含めまして、中小企業基盤整備機構の方で有識者会議を開いて、有識者の意見も聞いてみたところでございます。これは、座長としまして弁護士の北村宗一先生にお願いしまして意見を聴取しました。この専門家会議の場では、共済事由発生率につきましては、過去10年平均・1標準偏差という条件を採用することについては問題はない

という御意見をいただいたところでございます。

ただ、「なお」のところで書いてございますように、完済手当金を支給しながらも、財政基盤を強化するすべを考えていくのが今後の機構の課題という御指摘もいただいているところでございます。

こういう中で、「4. 推計条件についての考え方」の四角の中でございますけれども、共済事由発生率につきましては、過去10年平均・1標準偏差という条件を採用する。そのほかの条件につきましては、従来どおり、過去5年平均ということで推計することについて、経営安定部会の御意見をお伺いしたいということでございます。

次の3ページ、4ページ、5ページにつきましては、倒産防止共済法の完済手当金を記載している部分及び完済手当金の余裕財源の推計をする際の省令を添付しているところでございます。

6ページに「共済事由発生率」と「回収率」これは代表的な条件を挙げさせていただいたわけでございますけれども、共済事由発生率につきましては、毎年の実績値でございます。毎年の実績値について、共済事由発生率のところ掲載させていただいておりまして、ごらんのように、57年当時の8.7%ぐらいから、ずっと下がって、最近、16年以降につきましては1%を割っておりまして、18年度末で0.52%というようなことになっております。この共済事由発生率につきましては、平成10年度以降、過去5年平均の実績値で推計しているところでございます。

回収率につきましても掲げさせていただいておりますけれども、これについてごらんいただきますように、80%台で安定的に推移している。最近につきましては、平成14年の81%をボトムに、中小機構の努力の成果もありまして、この回収率が上がってきている。18年度は86%まで上がっております。これにつきましても、平成14年以降、当該年度の上期実績値と過去5年間の実績平均値を条件として推計しているところでございます。

7ページでございますが、推計結果による余裕財源の有無の状況ということで、過去の推計結果を挙げております。ここに見られますように、ずっと の状況でございました。17年度末11億円ということでございますので、今後の完済手当金の支給をスムーズにするためにも、今回、審議会の御意見をいただきまして、推計の値につきまして、あらかじめはっきりしておきたいというのが今回の御審議をいただく趣旨でございます。

次に、資料編2をごらんいただければと思います。1ページに各指標を挙げさせていただいております。共済貸付ということで、対前年比がどういうふうになっているかというのを赤い三角のところで示しております。一方で、倒産状況の対前年比というものも赤い数字で示しております。この倒産状況と経営セーフティ共済の貸付けがパラレルといえますか、関連するような動きを示しております。

次の2ページでございますけれども、最近の景気の循環を上の方の図で示しております。2002年以降、ずっと右肩上がりになってきております。こういう状況の下で5年平均というのは、いい数字しか出てこないということで、一方的になってしまうのではない

かということで、先ほど御紹介しましたような損害保険会社の御意見になったわけでございます。

次に、8ページに折れ線グラフを付けてございます。倒産件数と経営セーフティ共済の貸付件数の対前年比の推移でございます。先ほどの指標でございます。今年の5月まで入れた数字でございますが、今年に入りまして、対前年比で急激な貸付額の伸びを示しているところでありまして、5月になりまして、赤い折れ線グラフでございますけれども、倒産が下を向いたということに伴いまして、経営セーフティ共済の貸付件数も同じように減少したということを示しております。

おおむね以上のような状況でございます。

足立部会長

それでは、ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

荒牧委員

共済事由そのものについてなんですけれども、今、形式的な破産等の申立てと、手形取引の停止処分ということなんですけれども、何をもちて不良債権というか、貸倒れとみなすか、法人税法で貸倒れ損失、何を引当てとして認めるかという議論も1つ参考になるのではないかなと思うんですけれども、法人税法の方でも、既にリクエストがあります災害ですとか、経済事情の急変、これは恐らく、昨今の原油の高騰とか、そういうのも全部含まれると思うんですけれども、そういった実質的な被害によって多大な損害が生じたこと、その他の事由により、金銭債権の一部の金額につき、その取立て等の見込みがないと認められるという、実質的なところも既に認めておりますので、この辺は十分議論の対象になるのかなと思っております。

一方で、法人税法との大きな違いは2つありまして、1つは、税法の方は、会社更正とかの申立ての場合は50%だけなんです。決定があったときに、決定して、長期棚上債権と認められた金額に対してのみ、不良債権というか、貸倒れ損失としてみなすということです。

それから、もう一つの大きな違いは、実質、金銭債権は貸倒れたとするとときに、担保ですとか、買掛金ですとか、未払金ですとか、そういった相殺可能な債務がある場合には、それらを差し引いて相殺した上で実質的な、ネットして債権を算定するという考えがあります。ですので、今、こちらの制度の方が、相殺可能な債務ですとか、担保のことに全く言及されていないようですので、総額を貸し付けてもらえるという、その意味では非常に親切な制度だなという印象を受けました。

ただ、そういった実質的な判断をすることに十分な人員体制とか、そういったものがあるのかなというのがわかりませんので、御議論いただければなと思っております。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

柏崎臨時委員

細かいことで大変申し訳ないんですが、共済発生事由というのが過去に比べて相当低下している感じがするんですけども、これはやはり私的整理等が昨今は多くて、こういう数字になっているというのが主な理由と考えてよろしいんですか。

飛田経営安定対策室長

荒牧先生の御意見と一緒に、私の方からまずお答えします。

自然災害を対象にできるかどうかということにつきましては、研究会の方で議論を始めたばかりでございますので、最終的に倒産防止共済制度の対象にできるかどうかということにつきましては、まだ結論が出ているわけではございません。中小機構の体制の問題につきまして、御指摘のように、どこまでそれを確認できる体制が取れるかというところが非常に大きな問題でございます。

御承知のように独立行政法人でございますので、人員の増加というのはなかなか認められないという状況にあります。そういう中で、新しい制度事由と申しますか、共済事由を追加したときに、それに対してどういうふうに対応できるのかということも含めまして、考えていかなければならないと考えております。

それと、先ほど御指摘いただきました法人税法の考え方につきましては、それも含めまして検討の中で議論していきたいと考えております。

共済事由発生率の低下、柏崎先生の御指摘でございますけれども、資料編1の8ページと資料編2の1ページの指標のところがいいかと思うんですが、共済事由の動きというのは倒産状況の動きと連動して動いているというような傾向がありまして、倒産状況も19年度はちょっと上向きになってございますけれども、それまでずっと、倒産が減ってきていたというようなこともありまして、共済事由につきましても低下してきているというようなことだったかなと考えております。

中小企業基盤整備機構細谷理事

荒牧委員の御質問に対するお答えは、先ほど飛田室長の方から申し上げたとおりだと思います。

柏崎委員の御質問に関連してでございますが、お手元に中小企業庁の方で御用意いただいている完済手当金関係資料編2の14ページをお開きいただきたいんですけども、共済事由発生率については、倒産件数との関係が強いのではないか、あるいは景気の影響が大きく出るのではないかという専門家の指摘がございまして、専門家にいろいろアドバイスを受けながら、重回帰分析という形で分析をさせていただきました。

結論から申し上げますと、景気の影響、それから、もう一つは、他の貸付制度の利用可能性の2つによって、ほとんど説明できるのではないかということでございます。景気関係では、ここでは有効求人倍率と景気DIを取ってございます。それから、他の金融制度ということで、先ほど御説明にございました小規模企業者を対象としたマル経資金の融資、これは長期プライムレート連動でございまして、基本的に長プラの動きと一致するのでご

ざいますけれども、御承知のとおり、倒産防止共済というのは、取引先が倒産をすることで売掛債権の回収が困難になるということでございますので、取引先の倒産が多くなると貸付けが増えるということございまして、景気との関係が非常に強いということが1点でございます。

それから、仮に共済事由に相当する売掛債権の回収が困難となった場合に、本制度を利用するか、あるいは他の金融制度を利用するか、そういう選択肢があるわけでございます。一応、無利子という制度にはなっておりますけれども、10分の1に相当する掛金を控除させていただくことになってございまして、これが5年間均等返済ということになりますと、実質上、年利3.84%に相当いたします。したがって、現在のように金利が非常に低いような状況にございますと、仮に共済事由に相当する事件が発生したとしても、本制度を利用せずに他の金融制度を利用されるという方がいらっしゃるということでございます。

最近、特に共済事由が低下している大きな理由は、1つは、経済情勢がよかったこと、2つ目に、金利が低い環境があったということ、この2つが大きな原因ではないかと考えております。

このように非常に経済情勢と密接なものでございます関係上、一定の推計に当たっては、統計的な手法を活用して見るべきではないかという専門家のアドバイスがあって、今回、推計方法の見直しを検討しているということでございます。

それから、私的整理の関係で先ほど御指摘ございましたけれども、私的整理を共済事由に新たに加えるかどうかという点に関しましては、今後の検討でございますが、その際に、改正も併せて検討していく必要があると思っております。

それから、倒産そのものの中で、いろんな形態に変化がございますけれども、それらに関しましては、共済事由に一定の影響があるというふうには理解してございますが、基本的な経済情勢と非常に深い関係があるということで、倒産の対応の変化に比べると、経済情勢の影響の方が大きいのではないかと、そういうふう感じております。

柏崎臨時委員

追加でございますけれども、例えば、25年ぐらい前ですと、相当な数字の水準です。よくノーマライゼーションなどという言い方をいたしますけれども、かなり長期間にわたって低金利の期間がずっと続いているわけでございますけれども、仮にそういう形で金融政策が多少かつてのようになったときに、かつてが正常の状態と定義できるかどうかは別としまして、いろんな数字も相当動いてくるというような理解をしても、そんなに大きな間違いではない。25年ぐらい前の状況と数字が相当違うものですから、まさしくおっしゃるとおり、経済情勢との関係は非常に強いのかなという感じがするんです。例えば、3.84%を超えるような金利水準が想定されますと、相当利用者も出てくるということですね。

足立部会長

ほかにかがでしょうか。どうぞ。

位田臨時委員

3点ほど御質問させていただきたいと思います。

まず1点目は、資料1の1ページのところなんですけれども、この制度は小規模事業者にとりましては、取引先の売掛債権の回収困難というのは死活問題なわけですし、私はそういった意味では、セーフティネットとしては大変重要な制度だと考えているわけですが、右上の新規加入・脱退の推移のところを見ますと、毎年2万4,000~5,000件の脱退が発生している。これだけ重要な制度にもかかわらず、脱退が非常に多い。この脱退の要因、こういった理由で脱退されているかということがもしおわかりになれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、同じ資料の6ページ目です。アンケート調査結果というのがありまして、1行目に「貸付を受けたことがない」方が12%ということです。先ほどの御説明で、実際の共済事由の発生率がここ数年間はせいぜい1~2%という中で「貸付を受けたことがない」人が12%というのは、感覚的に、貸付を受けた人が多過ぎるという気がするのが2点目です。

3点目は、同じ資料の11ページ目です。下段の参考のところ、10分の1の権利消滅というのは、金利にすると3.84%の前払い利息ではないかという点なんです。この3.84%の根拠なんですけれども、これは結局、拠出した掛金総額が例えば10あったとして、10に対して100の貸付けを受ける。ただし、実際の貸付けは90です。90に対して100を返すわけですから、結局、この人は実質的に負担したのは110なわけです。つまり、90の貸付けを受けて、最終的にこの人の負担は110ですから、それを金利に換算すると3.84%という理解でいいかどうかです。

これについては、私の個人的な意見としては、もともと担保なし、保証人なしという貸付けで、年利4%弱というのは、社会通念上というか、世間的に言っても、それほど高い率ではないのではないのかという気がいたします。ということで、この3点、おわかりになればお教えいただければと思います。

足立部会長

いかがですか。

飛田経営安定対策室長

脱退の要因ですけれども、まず、制度を利用して、そのままやめてしまうという方と、制度を利用せずにやめられる方と、何らかの自己都合ということがあるのかなと思っています。

脱退の要因自体は、一回制度を使って、もういいといいますか、一回使ったから、再度入り直さずに、そのままになってしまったというようなこととか、ずっと入っていたけれども、自分のところは連鎖倒産はないんじゃないかという安心といいますか、そういう方もいるのかなと、両方いるのかなという感じがいたします。

位田臨時委員

大体、年間の平均脱退数は8%ぐらいですね。それに対して、共済事由の発生率は1%弱ですから、実質的には貸付を受けて脱退するというよりは、むしろ、任意脱退というか、そういうケースが非常に多いということですか。

なぜ、こういう御質問をしたかということ、やはりこの制度を維持していくためには加入件数の維持ということが非常に重要な課題になると思うんです。そのために、勿論、新規を増やすということも重要なんですが、いかに脱退を減らすかということも重要だと思います。どういう対策が必要かということを考えるためには、なぜ任意でやめているかということ进行分析することが重要ではないかなということ御質問させていただきました。

中小企業基盤整備機構細谷理事

脱退の理由でございますけれども、今、位田委員御指摘のとおり、これから体系的な把握をしていかなければいけないと思っております。

統計的な分析までは至っておりませんが、これまで脱退される方に脱退理由等をお伺いしている限りでは、複数の要因があるようでございまして、1つは、この制度に入っているだけけれども、必ずしも利用していないというタイプの方でございまして、掛金をそのまま置いておかれるということにつきまして、それを別の用途にお使いになりたいというような方がいらっしゃいまして、我々としては、一時貸付制度という制度でございまして、掛金をお貸しすることができるというふうにして、いろいろと説得も試みるんですが、やはり掛金をほかに使いたいという非常に強い御要望があって、やめていかれる方がかなりいらっしゃいます。

その背景には、この制度の魅力はどう感じているかということで、アンケートにおきまして、引き続き加入されている方と脱退された方で本制度の評価について聞いている項目がございまして、それを見ますと、例えば、サービス面におきましての評価が、脱退される方はより厳しい評価をされている。例えば、貸付けを受けようと思ったときに、貸付けまでにかかる期間が長過ぎるとか、そういうふうなサービス面での不満からおやめになっていかれる方もかなりいらっしゃるのではないかと。いずれにせよ、詳細につきましては、今後、制度改正もにらみながら把握をしていかなければいけないと考えております。

それから、2番目の、貸付けを受けていない人が少なく、受けた方が比率が多いという点でございますが、本制度は、今の脱退との関連もあるかと思うんですけれども、本制度に入っても利用する機会がないということでやめていかれる方が多いということの逆で、残っていらっしゃる方は、本制度を利用価値があると判断されている方でございまして、そういう加入者の中には、複数回貸付けを受けておられる加入者もかなりの比率でいるということでございます。

3番目の10分の1の権利消滅3.84%につきましては、御指摘のとおり、そういう形でございまして、半年据え置き5年間均等返済という返済方法になっておりまして、繰り上げてお返しになっても、5年間でお返しになっても、10分の1控除させていただくということには変わらないものですから、5年間でお返しになる方がほとんどでございます。

繰り上げでお返しになると実質金利負担が大きくなるという制度になっているものですが、そういう関係で、まさに5年で均等でお返しになる方が多い制度でございます。

中小企業基盤整備機構鈴木理事長

バブル期及びバブル期の直後に47万件ありました。その方々の中に今のようなものがあるんですが、最近是个数がどんどん減っていますから、そういう意味で新規加入が少し増えて、脱退する方は高止まりしていますが、今後は逆転するのではないかなと思っております。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

眞柄臨時委員

アンケート調査の結果のところ、1、2お聞きしたいんですけども、今のような時代というか、先週も地震がありましたので、自社が自然災害で被災した場合に、これを共済事由に加えてほしいというのが多いというのはすごくよくわかるんですけども、この制度自体の趣旨から行くと、取引先がだめになって回収できないというものなので、制度の趣旨とは違うのかなと思いますが、その辺の解釈と、あと、こういった自然災害で被災して事業が継続できない場合、他制度、あるいは保険との関係、そういったものなどはどういうふうに解釈すればいいのか。それから、今、中小企業庁でやっぴらっしゃるBCPのプログラムにこれは関係していくような中身の問題なのかなと思いますけれども、この制度の中で、自社の自然災害の部分をどう考えるべきかということ、それから、ほかにこれを考えるべき制度が、現状、どういうものがあるかということをお聞きできればと思います。

飛田経営安定対策室長

まさに御指摘のとおりでございます。本制度は、加入者の取引先が倒産して、自社が連鎖倒産の危機に陥るといった場合の制度でございますので、先ほどの資料1の12ページの3つの追加要因を検討しているという御説明を申し上げましたが、この中で、一番下の自社が自然災害に陥ったときというのは、現時点の制度からすれば、これは対象にならないものでございます。まさに眞柄委員おっしゃったようなものでございます。

これにつきまして、昨年のアンケートを取る際にもいろいろ検討したところでございませぬけれども、他制度との関係で言えば、地震保険が損害保険会社の方でございます。ただ、地震保険のようなものでも、なかなか入らない人が多いといひますか、なかなか普及できないというのが実態らしく、倒産防止共済と全く同じような制度の中でやっているものはないようでございます。

それと、もう一つ、BCPのお話がございました。BCPは法律的な背景があつてつくられているものではございませぬものですから、まさにその会社がつくるか、つくらないかという判断をしなければならぬ。法的制度の下でやられているものではなく、なかなか普及率が伸びないというのは事実でございます。この倒産防止共済制度の中でBCPを

どう位置づけるかというのは非常に難しい。強制的にBCPをつくらせることが適当なのかどうかということもあるかと思しますので、BCPの趣旨と倒産防止共済制度の考え方というところで、今後、検討していかなければならないかなと考えております。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

寺田臨時委員

最初に御説明いただいた資料1に沿って幾つか、感想も含めて発言させていただきたいと思えます。

まず、4ページの「検討すべき主な事項」で、恐らく、ここに掲げられている、こういったことでよろしいですかという問いかけだと思うんですけども、大体、主な項目が網羅されていると思えますので、私はこの項目を検討していただくということで結構だと思います。

それから、今の自然災害の関係なんですけれども、私どもの組織の中でやっている別のタイプの共済の制度があって、やはり地震とか、そういったものを組み込むかどうか、いろいろ検討してみたんですけれども、余りにもリスクが大きいので、再保険を掛けるとか、そんなことをしなければいけない。そうすると、非常に掛金が高くなるというような感じがあって、もし今までと同じ条件でこういった自然災害などを取り入れていただければ、これは特段反対する理由は何もありませんので、大変結構なことなんですけれども、相互扶助の制度の中でどこまで取り入れられるのか。むしろ、大きな自然災害が起きた場合には、それこそ政府が特例措置を取る形で対処していくのが本筋なのであって、あくまでそれをどこまで補完できるのかといった話になってくるのではないかという感じが個人的にはいたしております。取り入れていただけるという方向で検討していただくことは大変結構だと思いますけれども、その結果として、条件がよりハードルが高くなるとかいったことにならないように是非お願いしたいと思います。

それから、次の8ページのところに「中小企業支援機関等の要望」ということで、商工会議所も含めて、いろいろ要望を出させていただいているんですけれども、私ども確かに、倒産防止共済制度にしましても、小規模共済にしても、普及を図るという意味で一翼を担わせていただいております。十分その結果を出せないのは大変申し訳ないと思っているんですけれども、この辺の要望というのは、制度の一翼を担う立場として出しているというよりも、むしろ、この制度の受益者というか、ユーザーである小規模企業全体、日本全体の中小企業者の声をこういった形をもって、この制度に対してぶつけさせていただいているということですので、若干無理な中身もあるかと思うんですけれども、そういう声の実態にあるということをもって受け止めていただきたいということですので、

次の9ページのところで、マル経資金が550万ということなんですけれども、20年からはたしか本枠が1,000万になったというふうに理解しています。19年までの段階では550万ということなんですけれども、特枠をもって450万、合わせて1,000万になったんですけれ

ども、今回、1,000万がまるまる本枠になったということですので、それをどう今回の経営セーフティ共済の中で評価するのかというのは両面あると思います。

最後に、11ページの10分の1の話なんですけれども、我々は20分の1に下げてもらえないかというお願いをしているわけでございます。参考のところ、加入促進のネックになっていたという表現ぶりがあるんですけれども、これも我々の要望をさせていただく立場から申し上げますと、加入促進のネックというよりは、むしろ制度そのものの魅力がこのために非常に薄くなっておって入りにくいというのが、我々の立場から見た評価であります。

税制上の支援措置として、掛金が損金算入とか、あるいは経費に計上されるということで、これはこれで支援措置には勿論なっていると思うんですけれども、結局、掛金が永久に戻ってこないわけです。掛けた金というのは、借りても戻ってこないし、借りなくても戻ってこないということから考えると、理論上は税制上の支援というふうに言えなくはないと思うんですけれども、もともと本来、経費なり、損金算入されてしかるべき性格のものなので、もし税制上の支援をさせていただいたら、更にもう少し厚いものにしていただくことを是非検討していただければ、加入の促進にもなるのではないかと思います。

以上です。

足立部会長

何かありますか。

中小企業基盤整備機構細谷理事

先ほどの位田委員の御質問に関連しまして、少し補足の御説明をさせていただきたいと思えます。

先ほどの脱退理由でございますが、ちょっと古いんですが、平成15年度に私ども機構の前身でございます中小企業総合事業団が行ったアンケート調査によりますと、解約手当金を事業資金に回す、すなわち掛金を取り崩して事業資金に回すという理由が最も多く、28.3%でございます。それから、2番目に高いのが、自己資金等で対応可能、要するに、本制度を利用しなくても対応ができるという方が17.0%。3番目、共済制度の魅力が乏しい、これが12.7%ということで、先ほど私が定性的に御説明したような幾つかの理由が考えられると思えます。

それから、共済制度の魅力が乏しい理由ということで、更に別の質問を立ててはいるんですが、そこでは、掛金に利息が付かないが22.2%で最も高く、それに続いて、掛金額の権利消滅、先ほどの10分の1の控除でございますが、これが22.0%、3番目として、貸し付けに時間がかかる、17.6%でございます。

それから、貸し付けの関係でございますけれども、全貸付件数に占めます1回だけ借りた方の割合が35%、残り65%は複数回、本制度を利用されているということでございます。

位田臨時委員

ありがとうございました。今の御説明につきまして、2点お伺いしたいんですけれども、

過去、複数回貸付けを受けている方が多いということですね。そうしますと、むしろ実際には貸付けを受けていない方が、件数で言うと、もっと増えるんじゃないかなという気がするんです。先ほどのアンケートで「貸付けを受けたことがない」が12%というのは、やはりちょっと少な過ぎるかなという気がします。

もう一点は、この制度の魅力をいかに高めていくかということで、追加の御質問なんです。解約手当金、解約した場合、自分が拠出した掛金に対して、元本に対して、解約時は一部カットされるのか、その辺についてはどういう条件になっているんでしょうか。

飛田経営安定対策室長

解約時一部カットですか。

位田臨時委員

例えば、5年間で積立てが終わって、10年後に脱退しましたという場合に、自分が掛けた掛金の元本は全額給付されることになるんでしょう。

飛田経営安定対策室長

例えば、320万に達しない。

位田臨時委員

どちらでもいいです。

飛田経営安定対策室長

320万に達していれば、先ほどの条件ではないですけども、最大10倍、3,200万。

位田臨時委員

それは貸付けを受ける場合ですね。

飛田経営安定対策室長

そうです。

位田臨時委員

ですから、共済事由が発生せずに、単にこの制度を脱退する方が結構多いということで、その場合の解約手当金というのは、自分が拠出した掛金元本に対して何割戻る設計になっているんでしょうか。

中小企業基盤整備機構細谷理事

40か月以上掛金を納めていただいた方に関しましては100%でございます。それよりも加入期間が短い方につきましては、加入期間に応じて少しずつ減額をされまして、特に1月～11月、1年に満たない場合には、任意解約の場合はゼロ%ということで、戻ってこない。36月～39月ですと95%、30～35月ですと90%というような形になっております。

位田臨時委員

わかりました。この制度の魅力を高めるための1つの対策ということなんですけれども、先ほど、いわゆる貸付けを受けた方に対する完済手当金を少し増やすという方向での検討もされるということなんですけれども、私は、もともと貸付けを受けるということは、倒産リスクもあるわけですから、それに伴う保証料を払う、これは一般のいろいろな社会的

システムからいっても、やむを得ないことかなと思います。むしろ、共済事由が発生せずに、ずっと加入されている方にとって、40 か月以上加入していても何も給付が増えないというのが今の制度かと思うんです。

勿論この制度は貯蓄の制度ではありませんので、利息を付けるとかという概念は必要ないと思うんです。ただ、どの事業主にとっても、こういった共済事由が発生するリスクは常にあるわけですから、そのために加入を継続していただくということで言えば、加入期間が5年、10年とか、長く加入された方に対して、元本に対して一定の付加給付を付けるということも、この加入件数維持という観点で見ると、必要な対策ではないか。貸付けを受けた方に対してプラスアルファを付けるのではなくて、貸付けという事由が発生していない方に対しても何らかのプラスアルファを是非御検討いただくといいのではないか。今、御説明いただいた脱退される方の事由からも、そういったことが浮き彫りになっているのではないかという気がいたします。

飛田経営安定対策室長

御指摘の点はまさにおっしゃるとおりでございます。この制度の魅力を高める1つの方法として、今、御指摘いただいたようなことも含めまして検討していきたいと思います。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

多比羅臨時委員

本来のサービスについて、脱退者の中に御不満もあるということなんですが、それから、本来の貸付けについて、迅速化、簡素化という点について、雑である、あるいは時間がかかるということもあるんですが、以前に比べると随分貸付けに要する時間が早くなったという話も伺っているんですが、本来の形での貸付け、共済事由が発生しての貸付けと、それから、一時貸付けのサービスの制度があるかと思うんですが、これに要する時間、手間というのは違っているものなんでしょうか。共済事由が発生しての貸付けの場合に平均どのくらいで貸付けしているか、あるいは一時貸付けの場合は、どのくらいの時間を要しているのか、その辺、教えていただければと思います。

中小企業基盤整備機構細谷理事

共済貸付けの関係でございますけれども、平均審査期間ということで、休日を含む期間という意味なんですが、平成19年度は10日という数字でございます。過去にさかのぼりますと、御指摘のとおり、高い時期もございまして、例えば、平成14年度では18.9日、平成15年度では18.1日ということで、現状の倍近くかかっていたのが、かなり短縮をしてきております。これは、審査体制というか、体制を強化するとともに、目標を掲げまして短くするというところで努力をさせていただいている結果でございます。

それから、一時貸付けの方は、ただいますぐには、どれくらいかかっているかというデータがございませんので、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

足立部会長

ほかにかがででしょうか。どうぞ。

浅野臨時委員

資料1の9ページに類似の制度が重ねてありますが、加入者、あるいは未加入者でも結構ですが、類似の制度と比べて、当倒産防止共済はどのように評価されているのか、それについてはアンケート等ではお調べになったことはございませんでしょうか。

それと関連してなんですが、最近の貸付金なり加入者の、他の制度は加入者と言わないのかもわかりませんが、その動向はどうなんでしょうか。もし、ほかが伸びていて、こちらが伸びていないというんだったら、この制度に何らかの問題がある、あるいは魅力がないということになりますので、その辺りはどのように把握されているのかをお教え願います。

飛田経営安定対策室長

19ページに提示させていただいております他制度との比較でございますけれども、共済制度のように、加入しなければ使えないというものはほかのところにはございません。マル経資金の方は一定の経営指導員の指導を受けなければならないというような条件がございますけれども、国民金融公庫なり、中小企業金融公庫なりは通常の金融機関でございますので、経営セーフティ共済のように加入して掛金を納めてというような制度ではございませんものですから、同じように比較というのはいかなる状況でございます。

ただ、利用状況とか、件数とか、そういうものは多分、比較できると思いますので、御指摘もいただきましたので、その辺を整理して検討してみたいと考えております。

高原事業環境部長

ただ、この関係で言うと、全体の政府系金融機関の貸出しの残高、伸び率というのは、いわゆる民間金融機関の貸出態度などによって、多分、一番大きな影響を受けていることと、あとは、いわゆるセーフティネット貸付けの対象になるか、ならないかということも影響があるものですから、数字的なことだけで傾向というか、両方の関係を御説明申し上げるのは少し難しいかもしれません。いずれにしてもヒアリングの要素が多くなるかもしれません。

足立部会長

どうぞ。

山本臨時委員

2点質問したいと思いますが、1点目は、貸付額を引き上げるかどうかということとの関係で、貸倒率が貸付金額によって異なっているのかどうかということです。貸付額が多くなると貸倒れが増えるという関係にあるのかどうか、あるとして、どの程度増えるものなのかということが、このいただいた資料の中にもしかするとあるのかもしれませんが、おわかりであれば、お教えいただきたいというのが第1点です。

第2点は、完済手当金の余裕財源の推計の考え方として、今回の御提案は、共済事由発生率についてだけ過去10年間の平均とするというお話でした。その理由としては、共済事

由発生率については、過去の実績値のばらつきが激しいということ、景気の変動の影響を大きく受けるということであると伺いましたが、ほかの事由については、そういうようなことはないのかどうか。

専門家のお話では、ほかは5年平均値で問題ないというお話だったので、そういうことなのかなと思うのですが、素人的に見ると、例えば、運用利率というものも、いただいた資料編2の13ページに運用利回りの推移というグラフが出てございまして、確かに直近5年と直近10年を比較すると、このグラフからはほとんど差がないというのはわかるんですが、勿論、利率の変動ですので、その前の5年とかは非常に大きな変動をしているように見受けられる。こういうものについて、5年平均で特に問題はないという御判断の根拠を素人的にお伺いしたいというのが2点目でございます。

以上です。

飛田経営安定対策室長

1点目の貸付金額によって増減するかどうかということにつきまして、今のところ、手元に資料がございませんので、追って整理します。

それと、余裕財源の発生率ということなんですけれども、資料2の6ページ、資料編2の1ページでもいいかと思えますけれども、真ん中辺りに共済事由発生率というのがございます。ごらんのように、毎年、その年度によりましてばらついておりまして、景気の動向とリンクしているような感じでもないという状況でございます。先ほど山本先生御指摘の運用利率というか、市場の利率のことをおっしゃっているのかなと思えますけれども、長期プライムレートをごらんいただきますように、年度ごとにかなりばらついているということでもないのかなという感じを受けまして、そういうようなところからも、損害保険会社の方、専門家に聞きますと、共済事由発生率というのは非常に特異なパラメーターと申しますか、関数になっているのではないかというような御判断だったかと思えます。

足立部会長

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

眞柄臨時委員

先ほどから制度の魅力のところ10分の1控除の御指摘がありましたけれども、私もできればこれはもっと圧縮された方がいいなと思うんですが、それが実現する鍵の1つが、安定的な回収、高水準にいかにか回収が続くかというところにポイントがあると思っています。平成19年度は89.6%と申しますから、相当急激に回復している。以前は94%などということもあるので、その辺りの水準が安定的に継続されるのであれば、10分の1を考えることが可能なかなと思っています。そういった意味で、これだけ急激に回収率が上がってきた、大変な努力だと思えますけれども、その辺の経緯と、あと、高い水準で維持していくためには、どういうことが必要なのか。恐らく、だんだん回収が難しくなると、運営費ばかりかかってしまうような逆効果も出てくるかもしれない。その辺の話をお聞きできればと思います。

中小企業基盤整備機構細谷理事

先ほどの山本委員からの御質問にも関連するんですがございますけれども、共済事由発生率だけではなく、回収率も景気変動に影響を受けている実態です。経済情勢がいいということが回収率の上昇につながっている部分が確かにございます。それと併せて、私ども機構といたしまして、回収率の向上という目標を掲げて経営努力をしているということで、現に昨年12月11日に独立行政法人通則法に基づき、総務省に設置されている政策評価独立行政法人評価委員会の指摘事項として、回収率の向上について、引き続き努力するようという指摘もございまして、私どもとして、体制を整えまして、ここ数年、努力を続けているところでございます。

ただ、今後につきましては、既になんかなり高い水準になりつつあるので、それから、経済情勢、先行きやや不透明なところもございまして、引き続き努力はいたしますけれども、回収率につきましては、これから先、更に大幅に上昇するというのはなかなか難しいのかなと考えております。

足立部会長

いかがでしょうか。どうぞ。

位田臨時委員

完済手当金の将来推計の件なんですけれども、私は企業年金の年金推移の専門ではあるんですが、例えば、企業年金ですと、こういった計算基礎率というのも確かに過去の実績でつくるわけなんですけれども、企業年金の場合は、過去の実績に基づいてつくった基礎率に対して、仮に事後的に不足金が出れば、その不足金はちゃんと企業負担で償却するというシステムができています。

一方、この制度の場合は、一旦穴が空いてしまうと、償却する財布はないわけです。そういった意味では、過去の経験に基づいてつくった基礎率に対して、一定の安全を見るといいますか、危険準備基金といいますか、そういった観点は必ず必要であると考えております。

ただ、現在、この完済手当金の準備金、剰余金が約405億あって、貸付金残高が1,600億です。ということは、この剰余金の貸付金残高に占める比率は25%です。つまり、25%の準備をしているということかと思うんです。この25というのは、これで十分かどうかというのは私もわからないんですけれども、そこそこいい水準かなという気はするんです。ただ、この制度の場合、もう一つバッファがあるのは、総資産が6,000億に対して、今、運用資産が4,400億あるわけです。つまり、この4,400億からの収益も、こういったリスクに充当することはできなくはないということかと思っておりますので、その辺のバランスで決めていただくことになるかなと思います。ですから、今回の方針で基本的にはよろしいんじゃないかなと考えます。

足立部会長

ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

荒牧委員

先ほどから再三話に出ていますけれども、貸付金の10分の1を償却して、一方で貸倒損失が多額に、ほぼ見合いで発生しているわけなんですけれども、共済自体から見たときには、貸付け10分の1の利益と貸倒損失でバランスしていて、収支が合っているような感じで御説明されているんですけれども、利用者の立場から見ますと、まじめに返している人の10分の1が、まじめに返さなかった人の貸倒損失に当てられている可能性も非常に高いわけで、その辺が利用者にとって不公平感とか、そういったものにつながっているのではないのかなという感じがいたします。

飛田経営安定対策室長

そういう不公平感といいますか、もともと共済制度でございまして、中小企業者の相互扶助の精神が制度の大前提になっているものですから、相互扶助というところを御了解していただいた上でお入りいただくと、制度の本質はそういうことなんです、おっしゃることも、実態の加入者と制度利用者の間ではないとは言えないかと思います。その辺は加入者に対するPRといいますか、制度の十分な説明、入っていただく際の十分な説明が必要になってくるのかなというふうに考えております。

位田臨時委員

今の御意見で言われていたと思うんですが、私は、もう一つ、この貸付けを受けない方の不公平感といいますか、貸付けを受けない方と、貸付けを受けて完済される方と、残念ながら完済できない方、3つに分かれると思うんですけれども、やはりその中で公平性を維持していくことが必要ではないかと思います。

足立部会長

ほかに。どうぞ。

多比羅臨時委員

貸付金の回収率との関係なんです、回収率を高めようというのはいろいろ御努力されているようなんですが、かつては回収については考え方が一面的でして、全額回収を念頭にして、返済期間は長期間でもいいんですが、一部カットして短期間に弁済するということは認めてもらえていないんです。特に裁判外のいろんな手続適正のガイドラインとか、認証ADRとか、特定調停などの場合に、自らの立場で一部カットをするということとはなかなかできないような仕組みになっているようですが、この点について、状況を見て、一部カットして、早期に解消を図るような手法もあっていいんじゃないかと思っているんです。その辺、改善されるようなお話も伺ったんですが、そちらの方に進んでいるんでしょうか。それとも、なかなか制度の改正は難しく、やはり全額回収案でないとは絶対応じられないということなんですか。その辺、いかがなんでしょうか。

中小企業基盤整備機構細谷理事

御指摘の点につきましては、現状におきましては引き続き全額回収の方向で、ただし、期間は弾力的にというのを基本とさせていただいてまして、検討課題としては承知をし

ているんですけれども、多比羅委員御指摘のような形での弾力的な運用という段階にはまだ至っておりません。

多比羅臨時委員

かなり時間がかかりそうですか。ここが加わると、裁判外手続での、法的手続での手法しかなくなってしまうものですから、柔軟性をもって対応していただきたいなと思っています。回収率は高まるだろうと思っているんです。

飛田経営安定対策室長

モラルハザードとの関係も出てくるかと思えますし、非常に慎重にその辺を対応しないとまずいかなという感じを持っていまして、先ほど理事の方から御説明したような状況になってございます。また引き続きその辺は検討していきたいと思っています。

多比羅臨時委員

是非、御検討願いたいと思います。

足立部会長

ほかにいかがでしょうか。眞柄さん。

眞柄臨時委員

以前、加入者促進の一環のアイデアで、倒産防止共済というネーミングが加入者促進のためには問題があるのではないかと、何か違うものかという話をしていましたけれども、あれはどうなったんですか。

飛田経営安定対策室長

冒頭御説明の際、経営セーフティ共済という通称で申し上げましたけれども、PRの際は経営セーフティ共済という名前で、これはアンケートを取りまして公募した結果でございますけれども、そういう名前で説明などはさせていただいております。ただ、法律の名前自体は、変えておりません。

足立部会長

どうぞ。

柏崎臨時委員

基本的な質問なんですけれども、財務諸表を見ていますと、倒産防止共済基金は固定負債に挙がっていまして、PLで繰入れをやられているんですけれども、ここの基本的なメカニズムというか、これは全部政府が出したお金のことなのか、私が単に無理解なだけなのかもしれないんですけれども、例えば、18年度ですと、13億繰入れですから、5,000億を13億でやるというのは相当な年数というか、この対応関係というんですか、ある種、基金が純資産というか、バッファーみたいな役割を果たしているんだと思うんですけれども、5,400億の総資産のうち、相当な割合かなと思います。

中小企業基盤整備機構細谷理事

倒産防止基金の性格でございますけれども、これは、加入者に掛金をお支払いいただいて、我々の方で運用させていただいているわけなんですけれども、今、仮にこの制度をやめた

と仮定した場合に、お返ししなければならないものを倒産防止共済基金という形で経理処理をさせていただいているものです。

足立部会長

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、時間もまいっておりますので、ほかにも御意見がございませんでしたら、今後、更に、ここで出ました貴重な御意見を検討させていただくということで、これまで事務局から説明のありました「完済手当金の余裕財源の推計に係る共済事由発生率の考え方」についてを了承いたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

足立部会長

ありがとうございます。

以上で本日予定されておりました議事は終了いたしました。本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の鈴木理事長にお越しいただいておりますので、ごあいさつをいただければと思います。お願いいたします。

中小企業基盤整備機構鈴木理事長

本日は、倒産防止共済制度につきまして、制度の検討及び完済手当金の推計等について、非常に御熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。私ども、運用に当たりまして、本日の議論を十分斟酌しまして、今後、適用してまいりたいと思っております。特に制度につきましては、現在、中小企業庁の方で研究会を設けて議論しておりますので、それに十分反映されていくのではないかなと思っております。

この制度は御案内のように、世界に類のない形で発足して30年、5年ごとに制度の見直しをするということで、今年が制度改正の検討の時期でございますし、また、昭和60年以降、20年を超えて制度改正が行われていないということを考えて、先ほど来のいろんな議論が行われているのかなと思っております。

私どもの方も、制度の運用につきまして、中小企業基盤機構の中にタスクフォースをつくっております。特に情報システムが既に20年以上改正されておられません。30万社の非常に貴重なお金と運用について、かなり膨大なコンピュータシステムをやっていますが、これを20年間変えておりませんので、ちょうど改正時期に来ているのかなと思っております。

ただし、金額は何十億かかるということなので、この点も今後、中小企業庁、あるいは財務当局と十分議論していかなくてはいけないのかなと思っております。それに当たりまして、業務の運営を情報システムの改善とともに改革していくのかなと思っております。

それからまた、先ほど来、御指摘の契約者へのサービス向上、あるいは回収率の向上等、私どもでやらなくてはいけないことにつきまして、今、タスクフォースで議論しておりますので、その辺につきましても、中小企業庁の研究会の方に反映させていきたいと思っております。

また、本制度について、まだ知られていないという面がございます。これは30年でござ

いますので、今年、30周年のイベントを私どもでやろうかなと思って、その過程におきまして、この制度の周知徹底を一層図ってまいりたいと思っております。その辺でもまた皆様方の御協力をいただければと思っております。

なお、私ども中小企業基盤機構は4年前に独立行政法人として発足いたしまして、独立行政法人は大体5年ごとに中期計画をつくるということで、来年度から始まります新しい中期計画を、今、荒牧委員も入っております私どもの評価委員会で御審議いただいております。中小企業基盤機構のいろんな業務の中で、この倒産防止共済制度の業務をどうするか、先ほど、限られた人員をどう配置をするかという議論もありましたが、そういう中で、評価委員会の中期計画の策定作業とも関連させながら、私どもの運用も適正を期してまいりたいと思っておりますので、今後とも委員の方々には、私どもの制度運用につきましても御意見、御指導をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

足立部会長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますが、高原事業環境部長からごあいさつをいただきたいと思っております。

高原事業環境部長

事業環境部長の高原でございます。本日は大変お忙しい中、このように御参集いただきまして、かつ忌憚のない御意見をいろいろとお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

19年度は、経営安定部会で、小規模企業共済制度の在り方ということで3回ほど御審議を賜りました。今年度につきましては、中小企業倒産防止共済制度の今後の在り方ということでございまして、中小企業庁に山本先生に座長になっていただきまして研究会を設置をさせていただいて、鋭意研究を進めていただいております。いずれにいたしましても、今年の秋口にはその研究会の結論をまとめていただきまして、そしてまた、この経営安定部会で御審議をいただきたいと考えております。

それから、先ほどから御指摘がいろいろあります、加入者にとって、これはクライアントの方々でございますけれども、使い勝手がよくて、わかりやすい制度になっているかという点につきましては、私どももそうですし、あるいは機構もそうでございますけれども、お役所仕事になってサービス精神に欠けるといふところはつとにいろいろ御指摘をいただいております。今日もそういう御指摘が大変多かったわけございまして、この点につきましても、基本的な制度の構造、あるいは骨格の在り方と併せて、一生懸命勉強させていただきたいと思っておりますし、その点におきましても議論ございましたけれども、委員の先生方の御指導をいただきたいと思っております。

本日は第1回でございますが、本当にありがとうございました。簡単でございますけれども、御礼を申し上げまして、私のごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

足立部会長

どうもありがとうございます。

それでは、事務局から、今後のスケジュール等の説明事項がありましたら、お願いします。

飛田経営安定対策室長

ただいま高原の方から御挨拶を差し上げましたとおり、研究会で夏ぐらいをめぐりとりまとめをしまして、また、この経営安定部会で秋口を目標に、それをたたき台としまして御審議いただくというようなことを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

足立部会長

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。大変に熱心かつ活発な御議論、どうもありがとうございました。